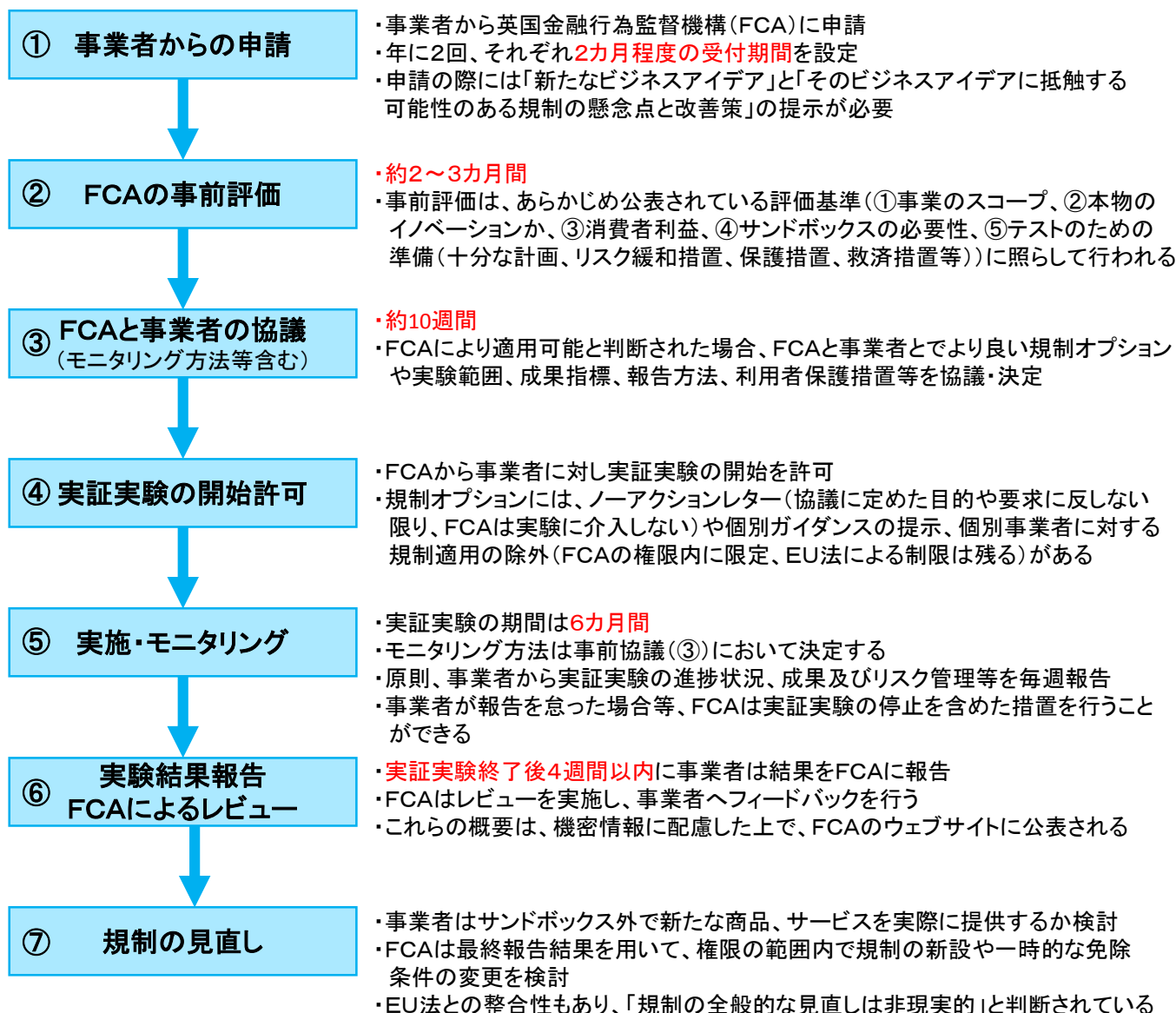


## ● 英国におけるレギュラトリー・サンドボックス制度のフロー



## ● 英国におけるレギュラトリー・サンドボックス制度のポイント

- 時間をかけての事前評価・協議を通してリスクや懸念を十分に排除することにより、既存の規制を一時的に適用除外にする仕組み
- 実験中もモニタリングによりFCAによる実証実験の監視、停止ができる状態を確保

## ● 英国版サンドボックス制度と「日本版レギュラトリー・サンドボックス制度」の性質の違い

- 日本版レギュラトリー・サンドボックス制度では近未来技術に係る実証を対象とするため、実証実施者、直接の利用者以外の第三者の生命・身体に損害が及ぶリスクが生じる
  - ⇒ 事業者には刑事・民事の両面の責任が伴う
  - ⇒ 地域住民等の理解を得た上で、万全な安全確保が必要 (衆地創特委附帯決議、参内閣委附帯決議)
- 日本版レギュラトリー・サンドボックス制度では規制の対象が複数の省庁にまたがる
  - ⇒ 審査・認定を行う行政機関、事業者や規制所管省庁等との協議体制の構築が必要

## ● フレームイメージ(案A)

### ①「レギュラトリー・サンドボックス」を定める区域計画の申請・認定

区域計画の作成にあたり、下記事項を要件とする

(a) 活用するサンドボックス対象事業、特例メニュー及び適用エリアの指定

改正国家戦略特区法等において対象とする特例メニューを規定

(無人航空機・自動運転)

例1 航空法 無人航空機の飛行に関する許可・承認

例2 電波法 実用化試験局の免許、業務用周波数帯電波の使用免許

例3 道路交通法 自動走行車両の公道走行 等

(b) 認可ガイドラインの策定及び明示

(c) 安全確保措置等に関する関係行政機関等との協議・同意

(d) (a)～(c)については地元協議会への説明及び同意が必要

### ②(区域計画の認定後)事業者から特区自治体へ申請

### ③特区自治体において事前審査・認可

⇒ あらかじめ明示された認可ガイドラインに沿う場合は特区自治体の長が認可

### ④実証実験の実施

⇒ 特区自治体または特区自治体の委託を受けた第三者機関においてモニタリング

※問題が生じた場合には、特区自治体の長は実証実験の停止を含む措置を行うことができる

### ⑤実験終了後、事業者から特区自治体に結果を報告

⇒ 特区自治体から区域会議に結果及びレビューを報告

### ⑥実験結果に基づき、新たな規制緩和を検討

## ● 上記イメージにおける検討事項

○ 事業者の刑事・民事両面における責任のあり方

○ 特区自治体の長の強いリーダーシップがなければ実現し得ない

○ 認可ガイドラインの策定、モニタリングの実施等、特区自治体の事務能力では対応しきれない可能性も考えられる

## ● フレームイメージ(案B)

### ①「レギュラトリー・サンドボックス」を定める区域計画の申請・認定

区域計画の作成にあたり、下記事項を要件とする

- (a) 活用するサンドボックス対象事業及び適用エリアの指定
- (b) 適用エリアに係る地元協議会(関係行政機関等も参加)の設置

### ②実施する実証事業者ごとに地元協議会に説明・同意

### ③(区域計画の認定後)事業者が区域会議の下に設置されたワンストップセンターを通じて規制省庁に申請

・地元協議会で同意された実証事業に係る認可等に関し、一部添付書類の省略等を認める

(例) 地元協議会の同意を得るにあたり提出した資料と同内容の、無人飛行機の飛行に関する許可・承認申請書における記載事項等

(例) 複数の規制省庁に提出する書類が類似内容の場合は様式を一本化する

### ④規制省庁の認可取得

⇒ 実証事業開始

### ⑤実証実験の実施

⇒ 特区自治体または特区自治体の委託を受けた第三者機関においてモニタリング

※問題が生じた場合には、特区自治体の長は実証実験の停止を含む措置を行うことができる

### ⑥実験終了後、事業者から特区自治体に結果を報告

⇒ 特区自治体から区域会議に結果及びレビューを報告

### ⑦実験結果に基づき、新たな規制緩和を検討

## (参考)改正国家戦略特別区域法

(自動車の自動運転等の有効性の事象を行う事業活動に対する援助)

第三十七条の七 国及び関係地方公共団体は、自動車の自動運転、小型無人機の遠隔操作又は自動操縦その他これらに類する高度な産業技術であって技術革新の進展に即応したものの有効性の実証を行う事業活動を集中的に推進することにより、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、国家戦略特別区域内において当該事業活動を行う者に対する道路交通法、航空法、電波法その他の法令の規定に基づく手続きに関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うものとする。

## (参考)東京圏区域計画

自動走行の公道実証実験を促進するための「自動走行実証ワンストップセンター」の設置

(前略)

iv) 事業内容: 自動走行センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・公道実証に必要な手続きに関する電話相談、窓口相談等の対応(関係機関への確認を含む)、関係機関との調整
- ・公道実証を実施しようとする者と実証エリアの提供者(区市町村)とのマッチング
- ・公道実証の実施に係る警察、道路管理者、地方運輸局への事前連絡(実施主体から提出のあった届出書の写しの提出)
- ・公道実証の実施に係る地域への周知等
- ・自動走行センターの取り組みの広報
- ・公道実証に必要な手続の改革提案の受付、「東京都 自動走行サンドボックス分科会」における検討への協力 等